

鴻巣市中小企業及び小規模企業振興方針

【概要版】

令和6年3月

鴻 巣 市

方針策定にあたって

1. 方針策定の経緯

令和4年4月に、地域経済と地域社会の発展を一体となって目指すための指針として「鴻巣市中小企業及び小規模企業振興基本条例」を施行しました。この条例に基づき、本市が抱える課題に柔軟に対応した支援施策を展開し、より一層の産業活性化を図るため、中長期的な方向性を示す指針として本方針を策定しました。

本方針策定にあたっては、市の最上位計画である鴻巣市総合振興計画を踏まえ、以下のとおり取組んできました。

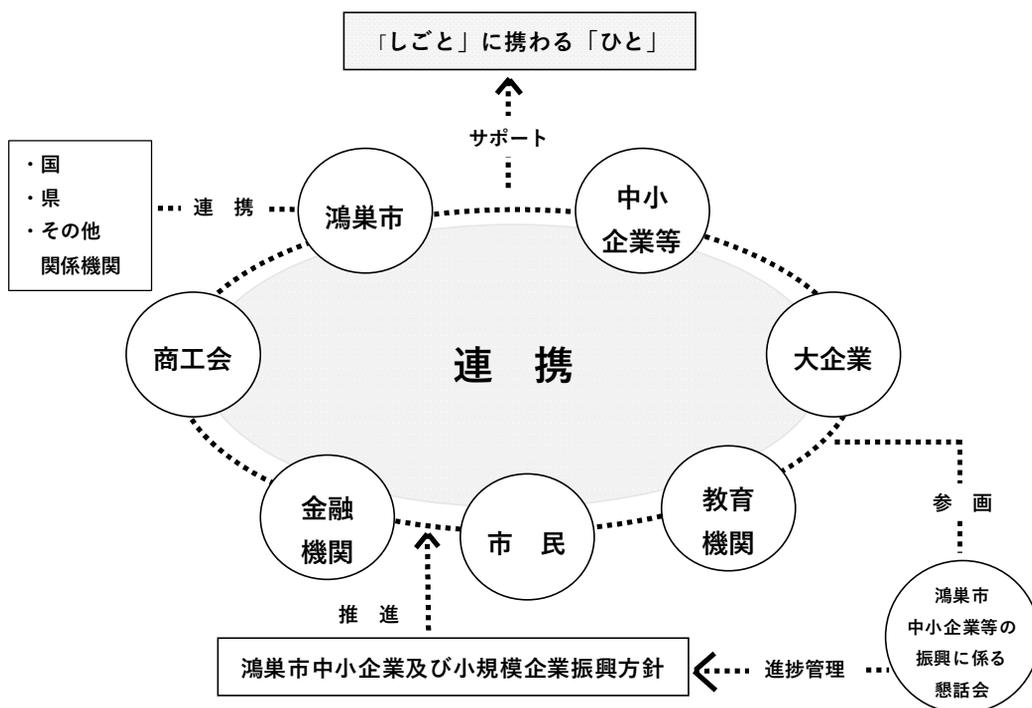
(1) 鴻巣市中小企業等の振興に係る懇話会開催…4回開催(令和5年5月、7月、11月、令和6年1月)

2. 方針の期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5か年

3. 推進体制

方針の推進にあたっては、産業関係団体、金融機関、教育機関の関係者で構成する「鴻巣市中小企業等の振興に係る懇話会」において、方針内容の確認、情報共有等を図る中で、地域経済発展に取り組む事業者や市民の意見等を取り入れ、方針の継続的な見直しにつなげます。



鴻巣市の現状

◆中山道の宿場町として、また、花と緑に彩られた自然豊かな住環境を享受できるまちとして発展してきましたが、人口は年々減少し、他の地域と同様に少子高齢化が進みつつあります。

◆産業面では、廃業による事業所数の減少や空き店舗の増加、経営者の高齢化による後継者不足が課題となっています。

◆雇用面において、市内従業者は中高年齢者に比べ若年者が少ないことから、中高年齢者の熟練技術者の退職等による人材確保が課題となっています。

方針の基本的な考え方

1. 基本理念

「鴻巣市中小企業及び小規模企業振興基本条例」に基づき、その具現化を図ることを目的としているため、条例が掲げる基本理念を本方針の基本理念とします。

- (1)中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力が尊重されること。
- (2)地域経済の発展、雇用の創出及び市民生活の向上に資すること。
- (3)市、中小企業等、商工会、大企業、金融機関、教育機関及び市民が中小企業等の果たしている役割の重要性を理解し、連携及び協力をすること。

2. 将来像と行動方針

将来像

「しごと」に携わる「ひと」がいきいきと働き、
市内外でモノやサービスが消費される環境を創り上げることで
『にぎわいと活力と魅力を創出できるまちづくり』を目指す。

行動方針

事業所の
経営支援

起業・事業
開発の支援

就労の促進と
働きやすい
職場づくり

企業誘致・
定着の推進

行動方針と具体的な取組

行動方針 1 事業所の経営支援

持続的なまちの発展を図るために、商店会等が行う商業振興のための活動支援や鴻巣市商工会が実施する事業者への経営支援、各種事業に対し支援を検討するとともに、新たに事業承継の施策も検討します。

取組内容	具体策
経営支援	関係機関と連携した経営相談、指導等の支援
	中小企業庁等が設置する相談窓口、各種セミナー等の情報提供を実施
	「小規模事業者持続化補助金」の採択事業者への支援策を検討
	既存店舗の魅力向上、来店者増加を図るために店舗を改装する事業者への支援策を検討
	金融機関と連携し、融資斡旋や各種融資制度の情報提供を実施
	特定の融資制度を利用した事業者への利子補給による金利負担の軽減を実施
事業承継のための支援	事業承継をきっかけに新しい取組を始める第二創業への支援
	埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター等を活用した事業承継支援体制の強化

行動方針 2 起業・事業開発の支援

潜在的な起業意欲を持つ人を掘り起こし、市内での起業家数を増やすことや、多様な働き方を選択できる社会に対応した仕組みづくりをするために、鴻巣市商工会や金融機関等と連携してサポート体制を強化し、地域活性化に取り組む起業家を支援します。

取組内容	具体策
起業・副業支援	創業相談、セミナー等の開催や情報提供を実施
	起業する中小企業者等に対して補助金を交付(がんばる起業家支援補助金)
	創業支援等事業計画に基づき、関係機関と連携した支援を実施
	副業支援制度を検討
	事業承継をきっかけに新しい取組を始める第二創業への支援(再掲)
空き店舗対策の推進	空き店舗を活用した方への補助金交付や空き店舗を起業家支援施設として活用することを検討
	空き店舗対策事業費補助金の利用促進のため、要綱等の見直しを実施
事業開発の支援	先端設備等導入計画に基づき、中小企業者が新たな機械を導入し事業開発に取り組むことへの支援(固定資産税の優遇措置)
	市内事業者が共同でイベントを開催する等、新たな取組を実施する際に補助金を交付(事業者連携支援事業補助金)

行動方針 3 就労の促進と働きやすい職場づくり

市内従業者の中で最も多い中高年齢者の退職後の人材確保をするために、あらゆる世代に就労機会を提供し、就業後の定着を促進することや、多様な働き方のニーズに対応することが求められます。さらに、企業が求める人材を育成するために国や県と連携したりスキリング、リカレント教育を推進します。

取組内容	具体策
雇用の創出 及び確保	ジョブサポートこうのす就労支援センターが行う職業相談・職業紹介事業による雇用の創出
	内職の相談、斡旋
	国や県から送付されたリーフレットによる情報提供の実施
	中小企業退職金共済制度の普及・啓発、退職金掛金の助成制度の検討
	埼玉県産業振興公社が実施する人材確保を目的とした補助金制度の周知
勤労者の 健康促進	従業員の定期健康診断を行う事業者に対し補助金を交付(中小企業勤労者定期健康診断料補助金)
	介護、子育て、病気治療に関する相談を受け、関係機関に迅速に取り次ぐ
リスキリング・リカレント教育の推進	リスキリング・リカレント教育の周知

行動方針 4 企業誘致・定着の推進

本市で起業したい、事業を継続したいと思える魅力ある事業環境の整備を図るために、企業立地や起業の際の支援を充実させることや、誘致した企業の定着性を高めるための支援体制の構築を図ります。

取組内容	具体策
企業誘致 奨励金の交付	事業所を新設、増設、移設する際に奨励金を交付(企業誘致奨励金)
工業用地等の 情報収集	市内の空き地や空き工場の情報を収集し、必要な事業者へ提供
企業誘致・定着 の関する支援	市内にオフィス・サテライトオフィスを設置した企業への支援策を検討
	市内企業へのヒアリング調査を行い、立地後の課題を把握し課題解決に取り組む

鴻巣市中小企業及び小規模企業振興方針【概要版】

令和6年3月発行

鴻巣市 環境経済部 商工観光課

〒365-8601 鴻巣市中央1番1号

電話 048-541-1321(代表)

FAX 048-577-8461